

# 令和3年度 保育所等入所のご案内

高鍋町福祉課子ども支援係  
0983-26-2010

<<保育施設一覧>> ※令和2年11月現在

類型	施設名	定員	電話番号	入所できる年齢	その他	開所時間(月～土曜)
保育所	町立 わかば保育園	120	23-0314	満1歳から		7:00～18:30
	社) 久春福祉会 一真持田保育園	70	22-1049	満3ヶ月から		
	社) 石井記念友愛社 やまぼと保育園	80	23-6480	満5ヶ月から		
	社) 石井記念友愛社 につしん保育園	60	22-2402	満2ヶ月から	2歳児まで	7:00～19:00
	社) 石井記念友愛社 明倫保育園	90	22-5286	満3ヶ月から	休日保育	
	社) あけぼの福祉会 なでしこ保育園	80	23-1515	満5ヶ月から		
類型	施設名	定員	電話番号	入所できる年齢	その他	開所時間(月～土曜)
幼保連携型 認定こども園	社) あけぼの福祉会 ももの木こども園	幼: 30 保: 110	23-0658	満5ヶ月から	病後児保育 預かり保育	7:00～19:00
幼稚園型 認定こども園	学) 宮崎カトリック学園 高鍋カトリック聖母幼稚園	幼: 60 保: 70	23-1500	満1歳から	預かり保育	7:30～18:30
	学) 高鍋学園 高鍋幼稚園	幼: 15 保: 40	23-0355	満1歳から	預かり保育	
小規模保育 事業所B型	特非) ヒマワリ保育園 ヒマワリ保育園	保: 19	22-3682	満2ヶ月から	2歳児まで	7:00～18:30

※幼：認定こども園における幼稚園教育認定部分（1号認定）

※保：認定こども園・小規模保育事業所における保育認定部分（2・3号認定）

※一時保育は全園で実施しています。（日額：1,800円。その他、別途料金がかかる場合があります。）

申し込みや保育時間などの詳細については、各園にお問い合わせください。

※休日保育は他の保育施設に入所している児童も利用できます。申し込みはご利用の保育施設を通じて行ってください。

※病後児保育は他の保育施設に入所している児童も利用できます。申し込みは直接施設にお問い合わせください。

※預かり保育は1号の認定を受けた方が対象です。申し込みは直接施設にお問い合わせください。

<<保育所入所申し込み受付期間>>

**令和3年4月入所 … 令和2年11月24日（火）から令和2年12月28日（月）まで**

※5月以降の入所をご希望の方は、入所したい月の前月15日までに申し込みください。

※見学をされる際は、必ず事前に施設に連絡し、子どもと一緒に見学に行かれることをお勧めします。

※認定こども園・小規模保育事業所の利用を希望する場合は各園へ直接お申し込みください。

<<保育認定部分の利用要件>>

保護者が次のいずれかに該当し、家庭内で保育できないとき利用できます。

- ◎就労（家事以外の家庭内就労も含む※）
- ◎就学（職業訓練校等における職業訓練を含む※）
- ◎親族の看護・介護※ ※については月60時間以上を要すること
- 育児休業（育児休業取得中に、すでに保育所を利用している子どもがいて、保育所の継続利用が必要であること）
- 求職活動（3ヶ月間を限度として利用可能）
- 疾病・障がい
- 妊娠・出産（出産月の前後2ヶ月間）
- 虐待やDVのおそれがある場合

<<保育の利用時間>>

保育所、認定こども園・小規模保育事業所における保育認定部分を利用できる時間には「標準時間」と「短時間」があります。利用時間によって、保護者の状況がそれぞれ以下に該当する必要があります。利用できる時間帯は施設によって異なります。

標準時間 (11時間まで)	○月120時間以上就労・就学しているとき ○疾病・障がい ○その他、町が認めるもの	○妊娠・出産 ○月120時間以上親族の看護・介護をしているとき
短時間 (8時間まで)	○就労・就学時間が月60時間以上120時間未満のとき ○求職活動	○育児休業期間 ○その他、町が認めるもの

- ① 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書（現況届）兼入所申込書  
 ② 保育を必要とする理由に応じた添付書類（※保育を希望する場合のみ）

保護者の状況	提出書類（父・母それぞれ必要です）
家庭外（内）就労、 自営業者（農業含む）	就労証明書 ※雇用期間に定めがあり、契約更新前の場合は証明可能になってからご提出ください。
妊娠・出産	保育が必要な要件申立書、母子手帳の写し
就学者	保育が必要な要件申立書、在学証明書・在学時間が確認できる書類の写し等
疾病・障がい	疾病・障がい申立書、疾病・障がいの状況がわかるもの
親族の看護・介護	親族の看護・介護申立書、看護・介護の必要な状況がわかるもの
求職活動	求職活動申立書、求職活動報告書（求職活動期間終了時に提出）

③ 令和2年度所得課税証明書（※下記ア、イ、ウのすべてに該当する場合）

ア. 令和3年4月から8月までの間に入所を希望する方

イ. 令和3年1月1日時点で高鍋町にご住所がなく、令和元年中の16歳未満の扶養親族が3人以上いる方

ウ. 令和2年9月以降に高鍋町内の保育所・認定こども園等を利用したことがないご家庭の方

※高鍋町では、16歳未満の子どもを3人以上扶養している場合、3人目以降の人数に応じて年少扶養控除のみなし適用を実施しています。上記に該当する方は扶養人数確認の必要があるため、令和3年1月1日時点でお住いの市区町村で所得課税証明書をお取り寄せください。なお、本措置は、子ども・子育て支援新制度の開始において、原則廃止となったところ、高鍋町においては経過措置として全ての児童を対象に適用を実施し負担軽減を図ってまいりましたが、国においても幼児教育・保育無償化が始まるなど利用料の軽減策が図られてきたことから、令和3年8月をもって廃止します。

④ 軽減措置を受けるための確認書類 ※所得階層によっては該当しない場合があります。

世帯の状況	提出書類
ひとり親世帯	（役場福祉課で事実確認できない場合のみ）発行から3ヶ月以内の戸籍謄本 ※児童扶養手当の受給者は当課で確認可能のため不要
在宅障がい児（者）のいる世帯	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・障害年金証書の写し ※特別児童扶養手当の受給者は当課で確認可能のため不要
別の世帯に生計を一にするきょうだいがいる	健康保険証の写しや在学証明書など、生計を一にしていることがわかる書類

※期限内に提出できない書類がある場合は、事前に連絡してください。

※各種様式につきましては、町のホームページにも掲載しています。

広域入所について

<<町外の保育所利用を希望する場合>>

保護者の勤務先が希望する施設の所在地にあり送迎が困難であることや、里帰り出産をするなどの要件が必要です。そのうえで高鍋町と各市町村間で協議が必要となります。

※該当自治体の住民の方が優先となりますので、必ずしも入所できるとは限りません。

入所申し込みに必要な書類一式に加え、「**広域入所の申立書**」が必要となりますので、窓口でお申し出ください。

※町外の認定こども園等を希望される方は、2・3号認定のみ「**広域入所の申立書**」が必要となります。

入所の決定について

<<保育所定員を超える入所希望があった場合の選考基準>>

定員を超える入所希望があった場合は、以下の選考基準などを参考に優先順位を決定します。

優先順位が高い

- ◇希望の保育所に現在も入所中
- ◇希望の保育所にきょうだいが入所中
- ◇来年小学校に就学する子どもである
- ◇希望の保育所が今後就学予定の小学校区域にある
- ◇別の保育所（2歳児までを預かる保育所）に入所中の2歳児である
- ◇現在保育所を利用していない世帯
- ◇希望の保育所が今後就学予定の小学校区域とは別である
- ◇保護者の就労状況により判断（求職中、短時間勤務などの場合）

優先順位が低い

- ◇別の保育所（5歳児までを預かる保育所）に入所中、いわゆる転園希望

※認定こども園、小規模保育事業所は、各園で選考します。

入園が決定しましたら、速やかに役場で手続きをしてください。

入所決定後について

◇4月入所は3月上旬までに、5月以降入所は入所前月末までに入所決定をお知らせします。

◇求職活動の事由で申し込みを行った方は、就職決定後、速やかに「就労証明書」及び「求職活動状況報告書」を提出してください。

◇2週間以上理由なく児童が登園しない、又は不正の手段等により入所事由が消滅した場合は保育の実施が解除されます。（求職活動期間3ヶ月間、出産後2ヶ月間を経過した場合なども含む）

利用料算定について

- ◇利用料は、児童と生計同一にしている父・母の町民税額の合計により決定されるため、**税の申告が必要です**。  
家計の主宰者が祖父母等の場合は、祖父母等の税額も含めて算定します。
- ◇利用料算定の際は、税額控除適用前の町民税額で決定します。  
住宅借入金等特別税額控除や寄附金税額控除（ふるさと納税等）は反映されません。
- ◇利用料の年齢区分は児童の令和3年4月1日時点の満年齢をもとに決定します。年度途中で誕生日を迎えても年齢区分は変わりません。また、毎年9月に利用料の切り替えがあります。利用料の算定方法は以下のとおりです。  

令和3年4月～8月分の利用料	…	令和元年中の収入に係る町民税額で決定
令和3年9月～令和4年3月分の利用料	…	令和2年中の収入に係る町民税額で決定
- ◇入所時まで利用料算定に必要な書類が提出されない場合は、負担額表の最高額にて利用料の仮決定を行います。
- ◇利用料に関わる、①世帯構成、②障がい者（児）が在宅、ひとり親、生活保護世帯等への該当、③税申告の更正などがあつたときは、必ず役場に届け出てください。利用料変更となる場合は、**届出の翌月から適用**します。
- ◇算定にあたって、未婚の母（未婚の父）も税法上の寡婦（寡夫）と同様に扱う「みなし寡婦（寡夫）控除」が適用される場合があります。保護者からの申請が必要ですので、役場福祉課へお申し出ください。

幼児教育・保育無償化について

- 「幼児教育・保育無償化」により、対象となる子どもの利用料は0円となります。
- 【幼稚園、認定子ども園における幼稚園教育部分に入所する場合（1号認定）】
- ◇満3歳になった翌月から利用料無償化の対象となります。  
※実費として徴収されている費用(副食費、行事費、通園送迎費など)は無償化の対象外です。ただし、副食費に関しては町民税額や子どもの数に応じて免除される場合があります。
- 【保育園、認定こども園・小規模保育事業所における保育部分に入所する場合（2・3号認定）】
- ◇4月1日時点の満年齢が0～2歳児：**町民税非課税世帯**は利用料無償化の対象となります。  
※**年度途中で3歳になっても無償化の対象にはなりません**。  
※実費として徴収されている費用(行事費、通園送迎費など)は無償化の対象外です。副食費は利用料に含まれます。
  - ◇4月1日時点の満年齢が3～5歳児：利用料無償化の対象となります。  
※実費として徴収されている費用(副食費、行事費、通園送迎費など)は無償化の対象外です。ただし、副食費に関しては町民税額や子どもの数に応じて免除される場合があります。

▼令和2年度高鍋町教育・保育施設利用者負担額（利用料） ※参考

階層区分 (右の年齢は入所年度の4月1日現在)		1号認定 (教育認定)	2号認定 (保育認定：3歳以上児)		3号認定 (保育認定：3歳未満児)	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間
		副食費は施設で実費徴収されます(階層により免除あり)			副食費は下記料金に含まれます	
利用者負担額 0円						
A	生活保護世帯	副食費免除	副食費免除		利用者負担額 0円	
B	町民税非課税世帯				14,000円	13,000円
C 1	町民税均等割のみ課税世帯				18,000円	17,000円
C 2	48,600円未満	副食費免除	副食費免除		22,000円	21,000円
D 1	48,600円以上57,700円未満				24,000円	23,000円
D 2	57,700円以上59,000円未満				27,000円	26,000円
D 3	59,000円以上77,200円未満				30,000円	29,000円
D 4	77,200円以上97,000円未満				42,000円	41,000円
D 5	97,000円以上111,000円未満				44,500円	43,500円
D 6	111,000円以上169,000円未満				55,800円	54,800円
D 7	169,000円以上211,300円未満				55,800円	54,800円
D 8	211,300円以上301,000円未満				55,800円	54,800円
D 9	301,000円以上397,000円未満				55,800円	54,800円
D 9	397,000円以上	副食費実費徴収	副食費実費徴収		55,800円	54,800円

<<多子世帯の負担軽減について>>

◇施設をきょうだいで利用する場合、それぞれ下記の年齢の範囲内にいる子どもについて、最年長の子どもから順にカウントし、第2子は半額、第3子以降は無料となります。副食費についても、第3子以降は免除対象となります。

**1号認定の場合：年少（3歳）から小学校3年生までの範囲 / 2・3号認定の場合：小学校就学前の範囲**

※町民税の所得割額が、1号認定の場合は77,200円未満、2・3号認定の場合は57,700円未満の世帯については、生計を一にする子どもの年齢に関わらず、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

※「生計を一にする」とは、一緒に生活している（同じ家に住んでいて生活費が一緒）場合や、進学のために別居している子どもに生活費を送りしている場合などのことをいいます。

<<障がい者（児）が在宅する世帯またはひとり親世帯の負担軽減について>>

◇町民税の所得割額が77,200円未満の、障がい者（児）が在宅する世帯またはひとり親世帯については、階層に応じて下記の負担額表のとおり軽減が適用されます。

※障がい者（児）が在宅する世帯とは、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている方や、特別児童扶養手当の支給対象児童、障害年金を受給している方がいる世帯のことをいいます。

▼令和2年度高鍋町教育・保育施設利用者負担額（利用料）（障がい者（児）が在宅する世帯またはひとり親世帯）

※参考

階層区分 (右の年齢は入所年度の4月1日現在)		1号認定 (教育認定)	2号認定 (保育認定：3歳以上児)		3号認定 (保育認定：3歳未満児)	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護世帯	副食費免除	副食費免除		利用者負担額 0円	
B	町民税非課税世帯					
C 1	町民税均等割のみ課税世帯				6,500円	5,500円
C 2	48,600円未満				8,500円	7,500円
D 1	町民税所得割 48,600円以上59,000円未満				9,000円	8,000円
D 2	59,000円以上77,200円未満					

保育料の納付について

【保育園の場合】

◇入所決定後、入所月上旬に利用料決定通知書を送付します。

あわせて、対象者には令和3年度の利用料納付書も送付します。

◇口座振替による納付をお願いします。

納付の納め忘れがなく、便利です。

各金融機関でお申込みください。手続きの際には銀行印が必要です。

町内に支店のある金融機関であれば、金融機関窓口に申請書が用意されています。

◇利用料を滞納した場合は、差し押さえや児童手当からの特別徴収など滞納処分の対象となります。

必ず納期限までに納付してください。

【認定こども園、小規模保育事業所の場合】

◇入所決定後、入所月上旬に利用料決定通知書を送付します。

◇利用料は、各施設に直接お支払いください。

◇納付方法は、各施設にお問い合わせください。